

件名	愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 (平成14年厚生労働省令第49号)
<p>【改正の概要】</p> <p>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）の一部改正（令和3年7月1日施行）に伴い、愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年10月23日条例第50号）の全部を改正する。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>婦人保護施設における業務負担軽減を図る観点から、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認める。</p> <p>○電磁的記録による対応が可能となる書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿 ・入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程 ・入所者ごとの自立促進計画 ・入所者に係る金銭（給付金）の収支の状況を明らかにする帳簿 	
施行日	公布日
【その他参考事項】	